

I. 教育センターについて

1. 設置及び目的

交野市教育センター設置条例施行規則第1条の設置目的により設置されていますが、今日、価値観の多様化、情報化、国際化等が社会の各方面に急激な変化をもたらしている中、交野市民の教育に対する期待は、非常に高いものがあります。このことを直視して、教職員の資質向上に資するため、研究修養の機会の充実を図るとともに、新しいニーズに対応できる資料収集・資料提供が必要となります。

また、子どもや保護者の悩みの相談に対応するとともに、教職員、保護者等への研修及びその支援に努め、交野市教育大綱の基本理念の実現をめざして、本市教育の伸長を図ることを目的としています。

2. 設置場所

交野市私部 2 丁目 29 番 1 号

3. 事業内容

- (1) 教育関係職員の研修に関する事。
- (2) 児童生徒、保護者及び教育関係職員の教育に関わる相談及び資料の提供に関する事。
- (3) 生涯学習活動の振興に関する事。
- (4) 本市の教育施策立案の上で参考となる資料の作成に関する事。
- (5) 教育にかかわる資料の収集及び保存に関する事。
- (6) その他、教育事務に関わる諸活動の支援に関する事。

4. 執務時間

午前9時00分から午後5時15分まで
(土曜日・日曜日・祝日及び年末年始の休日は除く)

II. 教育センターの運営にあたって

教育センターは、大きく次の3つの事業を行ってきました。

- (1) 教育相談に関する事。(児童・生徒、保護者、教職員対象)
- (2) 研修に関する事。(教職員対象、講座等)
- (3) 生涯学習活動の振興に関する事。(保護者等対象、講演等)

今後も、本市関係者や市民の方々の一層の協力を得て、市民の方々の願いや期待に応えていけるように努めて参ります。

III. 事業内容について

1. 相談業務

(1) 各種相談の取組み

令和3年度の相談総件数は1,852件で、令和2年度より140件増加しています。

近年、市教育センターの相談内容が多岐にわたるようになってきたことから、

- ①教職員研修に関する事、
- ②教育相談に関する事、
- ③教育振興に関する事、
- ④適応指導教室に関する事、

という4つに分類して集計しています。

① 教職員研修に関すること(相談件数 53 件)

近年、経験年数の浅い教職員が増加傾向にあり、その指導力・資質の向上を図ることが課題となっています。そのために、各学校では校内研修を活性化すること等によって教職員の指導力・資質の向上に努めていることから、教職員研修に関する指導・助言及び相談等が今まで以上に必要とされています。

② 教育相談に関すること(相談件数 1,225 件)

児童・生徒、保護者を対象とした教育相談やカウンセリング、教職員へのコンサルテーション等、教育相談のニーズは高く、教育相談員の果たす役割はたいへん大きなものとなっています。相談しやすい環境をつくるために、教育相談員(心理カウンセラー)が教育センターに留まらず、定期的に各中学校へ、また必要に応じて小学校へ出向き、児童・生徒や保護者への相談活動を行っています。

③ 教育振興に関すること(相談件数 271 件)

学校運営に関することや、教育に関するさまざまな情報交換・情報共有をすることにより、教育の振興を図っています。

④ 適応指導教室に関すること(相談件数 303 件)

さまざまな事由により、悩みをもったり学校になじめなかったりする児童・生徒への指導に関しては、当該校において、その子どもを中心に据え、学校と保護者とが真摯に話し合いながら、その解決に向けて努力しています。

その過程において、「教育センターであれば勉強してみよう」という意思のある児童・生徒に対しては、学校・保護者の同意と協力を得ながら適応指導教室に登室することができます。適応指導教室では、児童・生徒の不安の解消、学習意欲の回復、集団生活への適応を促す等、学校復帰をめざす支援をしています。